

裁判員制度の実施にあたり

- 被疑者・被告人の権利擁護のために

本日、裁判員制度並びに被疑者国選制度の本格実施が始まった。

当会は、これまで日弁連と共に、硬直化した「官僚司法」から「市民の司法」に転換するために刑事裁判への市民参加を求め、また冤罪を防ぐために被疑者段階における国選弁護人制度の導入を求めてきた。本日から始まる裁判員制度と被疑者国選制度の本格実施は、万全とは言えないにせよ、当会らが求めてきた制度の実施であり、当会としても、この制度のもと、刑事裁判の原則に立ち返った裁判がなされるように全会あげて取り組む所存である。

ところで、新たな刑事司法においても何よりも重要なのは、被疑者・被告人の人権擁護である。新制度の支障なき運用ばかりに目を奪われて被疑者・被告人の人権をないがしろにしてはならない。裁判員裁判において、裁判員の負担軽減を重視するあまり、拙速な審理になってはならないのである。

特に、裁判員裁判の実施にあたっては、以下に述べる2点がきわめて重要である。

第一は、取調べの可視化の実現である。冤罪の温床である密室での違法な取調べをなくすために取調べの可視化（取調べの全過程の録画録音）が必要であり、また取調べ段階で作成された「自白調書」の任意性をめぐる不毛な証人尋問をなくすためにも、取調べは可視化されなければならない。

取調べ段階での「自白」の任意性が争われたとき、検察側が、取調べの全過程の録画録音を証拠として提出しないときは、任意性の立証がないとして、裁判所は、その「自白調書」の証拠採用を却下すべきである。

第二は、裁判員裁判における国選弁護人の複数選任である。裁判員裁判対象事件については、事件についての争いの有無にかかわらず、裁判所は被疑者段階から国選弁護人を全件複数選任すべきである。

新しい制度である裁判員裁判開始を前に模擬裁判をはじめとするさまざまな準備がなされてきたものの、実際に運用が始まるとどのような事態が生ずるかはわからない。しかし、新制度開始に伴う支障や不利益が被疑者・被告人に及ぶことがあってはならない。

被疑者・被告人の権利たる弁護人選任権は、ただ単に「弁護士」を選任すればよいというものでなく、質・量とも十分な「弁護士」でなければならない。被疑者・被告人にとって万全の刑事弁護が受けられるためにも、国選弁護人の複数選任は不可欠であり、裁判所は全件複数選任すべきである。

当会は、裁判員制度等の実施を機に、以上2点の早期実現を強く求めるものであるが、仮にいかなる事態であっても、高い質の弁護活動を行い、目の前の被疑者・被告人の権利擁護のために全力をあげて弁護することを改めて誓うものである。

2009年（平成21年）5月21日

大阪弁護士会

会長 畑 守 人